

秀村選三著 『幕末期薩摩藩の農業と社会——大隅国高山郷土守屋家をめぐって』

大島真理夫

一 本書の概要

本書を一口で形容するとすれば、「老碩学の若々しい論争的大著」と言うべきであろう。一九二二年生まれの著者の、初めての、待望の単著である。「あとがき（謝辞）」によれば、秀村が薩摩藩の研究に取り組み始めたのは一九四八年、本書が対象とする高山郷を訪れたのは一九四九年とのことである。その後、秀村は多数の論文を発表するが、本書を構成する研究を一書にまとめることはなかった。本書は、「いつかはまとめたいと思ひ」ながら、他方で、「今さらつぎはぎの古家の改修に老醜をさらしたくない」（六

八一頁。本書からの引用はページ数のみを記す）という、真に誠実な学究の半世紀以上の研究の結実であり、本文六七二頁の大著である。「あとがき（謝辞）」には、本書に関わる多数の人々との交流が記され、読者の感動を誘う。

他方で、研究の批判への反論は手厳しい。例えば、塚本学が、秀村説への批判ともなっているとして言及した矢守一彦の「高次結節地域」について、「幕藩体制の地域構造とその変化を説いても、従来 of 経済史の研究成果の引用に終始し、歴史地理学の視角ならでは幕藩体制の研究にはなっていない」（四一頁）、あるいは、薩摩藩農村においても一般的な経済発展の展開が見られることを強調した松下

志朗の日向国諸もろかた郡小林郷志戸本家の研究に対して「文献史料はよく読まれているが、フィールドに深く入っていないようで、まだなすべきことがあるのではないだろうか」（五八頁）というように、極めて論争的である。著者の学問への誠実さがもたらす、さわやかな厳しさであり、評者は、本書を読み始めて、まずこの点に大きな感銘を受けたことを述べておきたい。「若々しい論争的大著」とするゆえんである。

本書は、大隅国肝きもつき属郡高山郷士「守屋家の農業経営と労働組織」（第二編）、「守屋家をめぐる社会関係」（第三編）、「高山郷における諸問題」（第四編）に関する「モノグラフらしいモノグラフ」（六頁）であるが、全体が、著者が設定した「西南辺境型藩領国」農村の諸特徴を具体的に実証するという太い線で貫かれた、極めて緊密な構成をもっている。

目次は次の如くである。

第一編 序論

序説

第一章 西南辺境型藩領国の典型―薩摩藩領国

第二章 薩摩藩領国における郷士制と地主の類型

第三章 大隅国高山郷と守屋家

第二編 守屋家の農業経営と労働組織

序説

第四章 守屋家の農業経営

第五章 守屋家における労働組織

第六章 守屋家における下人―とくに永代下人

第三編 守屋家をめぐる社会関係

序説

第七章 守屋家の系譜と神領浮免

第八章 守屋家・伊東家における分家と家産の分与

第九章 守屋家の「親類中」（親族組織）

第十章 社家頭取守屋家と社家中（社家組織）

第十一章 「舍人日帳」より見たる守屋家の年中行事

第四編 高山郷における諸問題

序説

第十二章 高山郷における給地とその移動

第十三章 高山郷における宗門手札改と一向宗禁制

第十四章 幕末期高山郷におけるアジールの痕跡―寺への

の走込慣行

第十五章 幕末期高山郷の諸相―「二階堂本覚院覚書」

によりて

この書評においては、西南辺境型藩領国概念、薩摩藩農村支配の特質、守屋家の土地と労働などに重点をおき、第三編、第四編については、部分的に触れるに止まることを、あらかじめご了承いただきたい。

二 「西南辺境型藩領国」概念について

著者は、「西南辺境型藩領国」という概念を設定した理由を、本書の冒頭、第一編「序論」の「序説」で、次のように述べている。すなわち、「従来の薩摩藩研究が一番のみの独自性・特殊性を強調し、一番的規模でしか研究を進めない態度への反省と批判として、我が西南日本縁辺部の辺境、ことに戦国期以来の歴史的伝統を濃厚にもつ旧族居付外様大名の領国の地域的・歴史的基盤の同質性を探り、幾つかの特質をとりあげ、それらが相互に関連せる複合体として『西南辺境型藩領国』を設定し、ともすれば薩摩藩を特殊例外的に見るのに対して、むしろ『西南辺境型藩領国』の典型として考察する態度をとった」（五頁）という

説明がある。

ここには、微妙にずれがある、二つのことが述べられている。すなわち、「地域性」という要素と、「歴史性」という要素である。前者は、「西南日本縁辺部の辺境」という地域性である。後者は、「戦国期以来の歴史的伝統を濃厚にもつ旧族居付外様大名の領国」という歴史性である。しかし、どちらかと言えば、後者に重点が置かれているように思える。すなわち、「郷士・在郷給人が藩制（郷村支配）、村落構造、農業と農民の存在形態、地主制の形成、さらに商品流通等にかかわる意味はきわめて大きく、郷士・在郷給人の研究からこの地域の複雑・錯綜せる社会・経済関係の網の目を解きほぐすことも期待しうる」（五頁）と述べ、「旧族居付大名」（その直接的な結果である、郷士・在郷給人制度）という要因に、「錯綜せる」「網の目を解きほぐす」という、全体構造の結节点的な位置付けが与えられている。そして、本書における、大隅国高山郷の郷士守屋家の研究の意義を強調しているのである。

続いて、第一編第一章では、西南日本の藩領国の類型化へと進む。中国から安芸・周防・長門、四国から伊予・土佐、九州は杵岐・対馬を含む全域を、「西南日本」とし、

その域内の藩領国を、筑陽型、豊予型、西南辺境型に類型化する。これは、一見、地域性という要素によって区分されているように見えるが、それぞれの特徴の叙述をよく見ると、実際には、歴史性、つまり藩領国形成過程の特質がポイントになっていることがわかる。すなわち、筑陽型には、広島藩、福岡藩、久留米藩、熊本藩が含まれる。これらの領国は、一度、豊臣系の大名が入部し、国人領主な

ど、前代の有力在地勢力の整理が済んだ状態に、徳川政権下で、新たに旧豊臣系の大名が入部した、外様の大藩という特徴がある。これに対し、豊予型は、將軍との関係は、家門・譜代・外様と一様ではないが、旧族居付ではなく他所から入部、いずれも小藩で、藩権力の小規模性が特徴となっている。西南辺境型は、高知藩、宇和島藩、高鍋藩、佐土原藩、飩肥藩、鹿児島(薩摩)藩、人吉藩、柳川藩、佐賀藩、大村藩、福江(五島)藩、平戸藩、対馬藩、萩(長州)藩、が含まれる。「中世とくに戦国期以来の旧族大名あるいはそれを直接継承するもので、体制として戦国期の体制を遺制として多く引き継ぎながらも幕藩体制に適合させようとして、近世的に変容してそれぞれ独自の藩制、藩法を形成し、幕府としてもその独自性を大目に容認

し、細かく規制しない、またなし得なかった辺境の藩領国」(三〇頁)とされている。

経済史の研究において、地域区分や地域類型化という作業は、テーマや時代によって程度の差はあるとはいえ、かなり普遍的に行われる研究方法であろう。それらは、多くの場合、経済学や経済史のなんらかの理論枠組を背景にもつ経済的な指標を基準として、区分や類型化が行われる。

研究史をふり返れば、近世農村史の場合、小農民経営の展開、市場向け生産の展開、農業経営における余剰の有無、藩専売制の展開、地主制の展開等々であり、その指標によって、先進地域、中間地域、後進地域などの区分がなされてきた。経済学や経済史の枠組から直接に説明できない歴史的な要因は、偶然的要因とされがちであり、研究史の中では、本格的に検討されることが少なかった。その意味で、秀村が、藩領国形成過程の特質、家臣団の知行形態の特質などが、農村の社会経済構造に大きく影響を与えることを具体的に明らかにしたことは、非常に価値の高い仕事であった、と言えるであろう。¹⁾

ただ、秀村の領国類型が、地域類型として提起された点は、やや守備範囲を拡げすぎた感を否めない。本書の本体

部分をなす守屋家の分析に見られるように、領国形成の特質が、藩の知行制や農村構造に与える影響に絞れば、その分析はきわめて説得的である。しかし、領国形成の特質は、設定された地域内で同一ではない。例えば、筑陽型では、長州藩や、小倉藩（豊前）は、瀬戸内から九州北部の地域的経済環境は共通する部分が少なくないと思われるが、領国形成過程や譜代・外様の違いによって、両藩は筑陽型から除外される。本来、複数の藩領国を含む広域について、領国編成の特質というならば、幕府による全国統治の戦略性の観点からの、当該地域における藩の配置（幕府領・譜代・外様）がまず考慮されるべきであり、地域の中から、ある基準の藩のみを取りだして、「地域」類型を構想することは出来ないであろう。逆に、域外の肥後熊本藩が、筑陽型に入っている。西南辺境型では、長州藩を含むことになっているが、瀬戸内海交易の主要ルート上にある長州藩を、地域としての「西南辺境」に入れることは、無理がある。いずれも、歴史性を重視した結果である。むしろ、歴史的要因に絞って、藩領国の類型化を検討すべきであつたのではないかと思う。⁽²⁾

地域性という要因への配慮は、秀村の設定する藩領国類

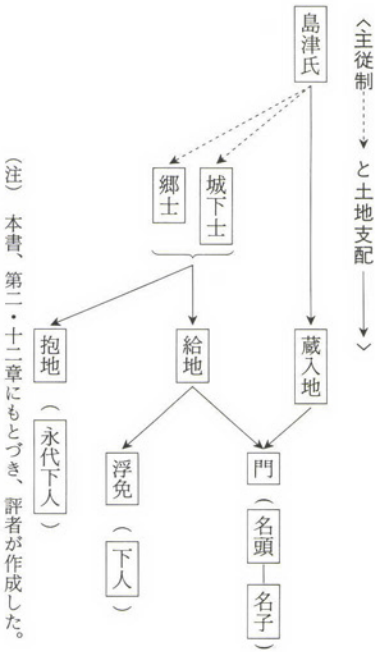
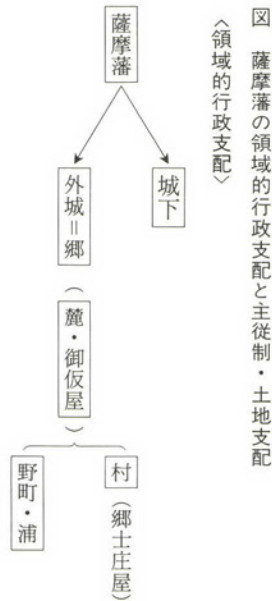
型の指標が、非常に包括的・網羅的であることも関連しているように思える。秀村は、藩領国類型の設定にあつて、次のように多くの要因を考慮している。すなわち、①藩権力（藩の成立事情・藩法・本支藩関係等）、②石高制、③家臣団（在郷給人・郷士制を含めて）、④知行制、⑤村落構造、⑥村落統治、⑦農民の土地所持権、⑧地主制ないし豪農の存在形態、⑨百姓一揆、⑩商品生産・流通、⑪専売制、⑫藩札、⑬対外（貿易）関係、⑭工業化（広く近代化）等である（二六頁）。これらの多面的立体構造物としての類型設定であると言う。具体的に、西南辺境型については、次のように九つの指標があげられている。(1)藩権力＝支配体制の辺境的性格（外様旧族大名ないしその体制を継続）、(2)地方知行制の存続、(3)郷士制度ないし在郷家臣団の存続、(4)封建的小農民の自立度の微弱、(5)武士の干拓・開発による地主制の形成、(6)農民的商品流通の未熟、(7)領主の商品流通の発展—藩営専売制度・藩札および藩際貿易、(8)浦町の発展と特権的船持商人、(9)藩貿易の展開、である。これだけ、多面化すると、作業仮説としての類型というより、現実の藩領国そのもののに限りなく近づいているように感じられる。秀村の幅広い関心と長い研究蓄積のな

せる技であり、よく余人のなし得るところではない。反面、ここには、藩領国形成過程の要因だけでなく、地域経済的要因、その後の時代的要因が複雑に影響しあっている。これだけ多くの要素を一つの類型に一括することに よって、類型区分の明快性が低下してしまったように思えてならない。西南辺境型については、「旧族居付」という要素のみで徹底してもよかつたのではないか。後述するように、その方がかえって、他の領国あるいは非領国、あるいは西洋の封建社会との比較の上で、方法的有効性が増したのではないかと考えるものである。

三 薩摩藩農村支配の特質

「旧族居付大名」である薩摩藩の知行制度、農村支配制度は、端的に表現すれば、部分的には近世的に再編されているが、基本的に、中世的な在地領主制の戦国期的軍事的再編形態を継続していた、と言えるであろう。近世の藩領国の中では非常に特殊であったが、その構造を研究することは、領主権力の非在地性、兵農分離（家臣団の城下集住）、石高制（百姓土地所持権の確立）で特徴づけられる一般の幕藩領主制のあり方の意味を、深く理解させてくれる

貴重な参照軸になっている。
本書の第二章、第十二章に説明されている薩摩藩の領域的行政支配と主従制・土地支配を要約的に図示すると、次のごとくであろう。



(注) 本書、第二・十二章にもとづき、評者が作成した。

薩摩国・大隅国・日向国にまたがる薩摩藩七二・八万石（表高。琉球高一二・三万石を含む）の領域は、鹿児島「城下」と、一〇二（のち一一三）の「外城」に分かれる。

薩摩藩の独自性は、多数の武士（郷士）が、外城に郷に在地居住し、地域の支配と土地経営に当たったことである。

各郷には、「麓」と呼ばれる武士の居住区があり、執務所である「御飯屋」が置かれていた。「郷士年寄」・「与頭」・

「横目」の「所三役」のほか、多数の役職があり、多くの郷士が就任した。高山郷では、明治四年（一八七二）の時点で、士族一、二六〇人（人口の二三％）、家数（家部）三

一一（家部数の二三％）というように、多数の士族が居住していた。郷には、平均数カ村の「村」と、町場・浦方がある場合、「野町」・「浦」が置かれた。村には、郷士の庄屋が置かれ、百姓身分の名主以下は、その下役であった。文字通り、「武士の農村」である。

主従制に関しては、薩摩藩の武士は、城下に居住する「城下士」と、外城に居住する「郷士」に分かれる。

土地支配に関しては、まず、領内の石高を付された土地は、藩直轄の「蔵入地」と「城下士」・「郷士」に与えられる「給地」に区分される。さらに、城下士・郷士が、自力

で開発した土地が「抱地」（持留）であった。藩全体では、

蔵入高は約三〇万石、給地高は五〇万石余りである。高山

郷では、明和期の史料によると、蔵入高三六・一％、給地

高五九・三％、持留高五・〇％、「屋敷・余地」高〇・

六％であった。給地高のうち四六・八％（給地高の七九％）

は鹿児島城下士の給地であり、高山郷士の給地は、わずかに

一二％（同二〇％）にすぎなかった。ただ、「抱地」の

大半は、高山郷士の支配であり、開発地ゆえ、実際の土地

面積はかなり広がったものと推測されている（五一四〜五

一九頁）。

蔵入地・給地（両者は入り組む）は、ほぼ同程度の石高

規模（約二〇〜三〇石程度）でまとめられ、耕作担当者（貢

租・夫役責任者）が指定され、「〇〇門」（〇〇は門の名称で

あり、名頭百姓の名前とは別）に編成された「門地」と、そ

の指定がない、若干の「浮免」に分かれる。門は、平均二

〜三家族、計一〇名程度の百姓が所属し、責任家族の当主

は「名頭」、名頭の男子・他家族の当主・男子は「名子」と

呼ばれた。門地はこれらの百姓が耕作し、年貢を納め、

残余を自分たちの取り分として、生活の基盤とした。「浮

免」は所属の百姓がいないので、知行する郷士が下人を使

い、手作した。「抱地」は、山林なども含む、広大な土地であった。高山郷の場合、郷中心部から遠隔で、屋敷を与えられた譜代下人が耕作した。

四 高山郷士守屋家の土地と労働

高山郷には、明和八年（一七七二）、二四一人（家）の郷士がいた。持高の格差は著しく、無屋敷二二人、居屋敷一ヶ所二八人、一石以下七〇人、五石以下五二人というように、無屋敷ないし零細な郷士が半数以上を占めている。守屋家は、持高四六・一石で、上級郷士の一人であり、高山郷の宗社四十九所大明神の社司、高山郷の社家頭取、郷士年寄などの役職を歴任する家柄であった。

守屋家の土地支配は、弘化四年（一八四七）についてみると（八四頁）、知行門四四・六八七石余（福留門、松留門、内村門など）、浮免・余地一五・七九二石余、抱地五・九五四石余であった。門地は、それぞれの門百姓が耕作し、守屋家は貢租・夫役を徴収する。例えば、福留門には、明治元年（一八六八）、名頭小太（五六）、妻（五五）、名頭娘けさ（三四）、名子五郎（二〇）、名子太郎（二八）、名子太郎叔母あくり（六五）、同叔父惣左衛門（六一）、名子伊右

衛門（三八）、妻（二六）、名子与吉（一五）の一〇名、牛三匹、馬六匹が所属した（八六頁）。浮免、抱地は、手作するか、小作に出した。

元治元年（一八六四）、守屋家の所持地（知行地以外）は、五町二反八畝余、そのうち手作地は田一町三反余、畑一町九反余、小作地は畑約二町であった。

手作地の耕作は、主に「下人」の労働によって行われた。秀村は、元治元年の「耕作日記」「舎人日帳」に基づいて、年間の毎日の作業内容（農作業だけではない）と人名を拾い上げ、表にしている（一八二～二〇六頁）。それを人別に集計すると、出役者人数は三六名になり、多い者は年間八〇～一〇〇日、少ない者は一～数日の勤務というばらつきが見られる（二二二頁）。おそらく前者は、年季奉公人（デカン（男）・メロ（女））、後者は「隙奉公（ヒマガネの者）」であろう。年季奉公は、門百姓や後述する永代下人の子女が数年の年季で守屋家に入る形態であり、後者は、困窮する門百姓や下級郷士に、一定の前貸金（ヒマガネ）を融通し、代価として、月に数日～一〇数日の労働を提供させる形態である。

小作地の主要な部分は、抱地である。抱地は、麓集落か

ら遠隔の開発地で、屋敷を与えられた永代下人によって小作された。元治元年では、小市が九反九畝、助右衛門が八反六畝で、どちらも一反五畝の屋敷を含んでいる。永代下人は、幼少時から守屋家に入り、養育され、成人となって家族を持つ頃、守屋家の抱地に屋敷を設けて小作する。数代にわたって守屋家に仕える家来であり、軍役の際には、守屋家当主に随身する主従関係であった。通常の地主—小作関係と同列に扱うべきではない。

五 薩摩藩の「先進性」

本書の最終章（第十五章）は、同じ高山郷士二階堂家の史料を使い、幕末期の対異国船警備の状況を明らかにした。そして、次のように結論する。この部分は、西南辺境型領国の幕末期における意義に関する秀村の結論部分と思われるので、引用をしておきたい。

以上窺ったところから考えられることは、薩摩藩は近世諸藩と異り広範な外城制度^①郷土制度をとっており、それは一見前代の遺制、後進性の象徴のように考えられながら、むしろ幕末期にはかえって領内各地に兵力を常時展開させ異変に即応しやすい体制をとるこ

とが出来、藩庁よりの指令と軍役方の廻勤によって相当の兵力を常備出来たと思われる。加うるに惣銃陣の採用、藩の御物による大砲の装備は当時の諸藩の軍制に比べて数段も先んじていたのである。幕末の薩摩藩領国を考察する場合、かかる「遺制」を基盤とした軍事的「先進性」を充分考えねばならない。いわば「西南辺境型藩領国」の特質の一つを、かかる点にも見出すように思われる。（六六三頁）

近世の「天下泰平」状況で緊張感を失ってしまった幕府・諸藩に対する、軍事面における薩摩藩の先進性の指摘である。

六 評者のコメント

(1) 西南辺境型藩領国論について

この問題について、「旧族居付」という要因にしばって類型設定すべきではないかという評者の意見はすでに述べたところである。ここでは、秀村が反論の中で取り上げた、松下志朗の経済後進性批判^②について、コメントしておきたい。

松下は、秀村が、戸谷敏之の阿波型・摂津型農業経営類

型論などの研究史を十分に押さえたことを評価しながらも、そうした研究史を基礎において、歴史を横断的に比較

する（同時代の地域比較という意味か）と、どうしても先進地と後進地という基準が出てこざるを得ず、鹿児島藩農村は、成長の萌芽をもち、零細自給主穀経営しか認められないという下降分解論に陥る。秀村の四〇年以上に及ぶ守屋家研究の成果がこれであるとすると、ことは重要である、と批判した。また、秀村の地主類型論において、四類型のうち三つは郷土地主であり、門割制度のもとで農民の豪農化・富農化への道はほとんどなく、幕末〜明治初期において地主制の展開を一般的に認めることはできない、と述べている点について、一方的貧窮化という規定でよいのかと批判した。そして、後進性を語る文献史料が、支配階級の歴史文化を土台としているところから来る歪みをもつことを指摘し、経済発展の例として、日向国諸県郡小林郷志度本家の経営を指摘した。秀村の「西南辺境型藩領国論」および松下の志度本家の研究はすでに一九七〇年代に発表されているが、当該の批判論文そのものは、一九九七年の講演に基づき、一九九八年に刊行されている。これに対し、秀村は、本書において、志度本家以外に同様の例は

あまり出現しないではないかと反論した。現在進行形の論争というべきなのであろう。

松下の批判について、評者は、かえって松下の方が先進―後進図式にとらわれているのではないか、という印象をもつ。後進性批判のために、その図式を前提としながら、個別的な先進事例を提示することは、歴史像を混乱させるのではないか。評者は、図式そのものを相対化する必要があると考えている。

過去の経済史研究において、先進―後進という図式は、単純で便利なこともあり、頻繁に用いられてきた。その背景には、市場経済の発展、地主小作関係の展開、百姓一揆の発生、手工業からマニユファクチャーの発展、問屋制家内工業から機械制大工業への展開等々、単線的な歴史認識があった。歴史学派経済学、マルクス経済学、近代化論、経済成長史学など、多くの認識枠組が、単線型の発展史観をともなっていた。しかし、それらのすべては、どこまで有効なのであろうか。日本がキャッチアップ型発展をしてきた時代には、それらはいざしばしば欧米をモデルにして、広く受け入れられた。ある学派は日本の後進性を強調し、別の学派はその先進性を強調したが、イデオロギー的立場と

は裏腹に、前提としている図式は奇妙に類似し、単線的かつ西洋中心的であった。一九二〇世紀の「時代の子」としての共通性をもっていたと言える。しかし、受け入れられたことと、その認識が正しかったことは別物である。単線型の認識から自由になれば、先進―後進の枠組からも自由になることが出来るであろう。秀村が指摘した幕末薩摩藩の軍事的先進性は、単線型の認識からは出てこない自由な発想であり、T・C・スミスの明治維新Ⅱ「土族的革命論」に共通する、現実在即した認識ではないかと思うものである。

(2)地主類型論について

秀村は、本書第二章において、薩摩藩農村における地主を四つに類型化している。(ア)在郷給人(小領主)的地主、(イ)役職郷土的地主、(ウ)金貸・肥料商的郷土地主、(エ)名頭地主、である。そして、「少なくとも幕末―明治初期において農民(名頭・名子)による地主制の展開を一般的に、広汎に認めることはできない」と述べた。このことに對し、松下志明が批判をしたことは前述のとおりである。

評者は、このような議論に對し、再度、地主制の経済学

的な定義を確認しておくべきではないかと考える。通常の理解では、売買・質入れを通じて土地を集積した資産家が、契約によって耕作者に土地を貸し付け、貨幣または現物の地代(小作料)を取得する経済関係を、地主小作制ないし地主制というであろう。「手作地主」という概念があるが、これは寄生地主に對する概念で、自作地(手作地)と小作貸付地をもつ土地所有者である。小作地をもたなければ、自作農であり、地主ではない。他方、売買ではなく、新田開発によって取得した土地を貸し付けて地代を得る場合もある。近世では町人開発新田などに典型的に見られる。耕作者との関係は長期的になり、近代の法概念では永小作とされる場合がある。これは地主制というべきであろう。

ポイントは、土地の売買ではなく、土地所有者が、耕作者に土地を貸し付け、地代を取得する、という関係である。当然、土地を借りたいと思う人間がいなければ、関係は成り立たない。経済学的な表現をすれば、土地が希少な資源となつていなければならない、ということである。農業の水準が、粗放的な水田あるいは畑作農業で、未開墾の土地が豊富にあり、それを取得して容易に耕地とすることがで

きるような状態であれば、地代を払って低生産力の既開発耕地を借りる者は少ないであろう。言い換えれば、地代が極小あるいはゼロ、という状態である。

近世の薩摩・大隅地方は、依然として、そのような状態だったのではないか。守屋家の手作田でも、半数以上の水田は直播の深田であった。畑地が多く、台地上には開発余地が豊富にあった。優良耕地が少なく、未開発地が豊富にある状態では、土地の限界生産性は低く、地代はミニマムにしか発生しない。むしろ、土地よりも、労働力が希少な資源であったであろう。守屋家は、浮免の所持地を、年季奉公下人、隙奉公下人の労働を動員して、手作していた。なぜ、小作にしなかったのであろうか。おそらく、前記のような事情で、地代（小作料）が極小だったのではないか。言い換えれば、借り手がいない、という状況である。手間賃を支払って、耕作労働に従事してもらう必要がある。これは、土地を支配し確保する地主制ではなく、比喩表現をすれば、人間し労働力を支配し確保する「人主制」というべきである。守屋家の詳細な「耕作日誌」は、一種の労務管理帳簿だったといえるのではないか。

さらに、永代下人による抱地の小作は、小作人を使った

土地経営というより、郷士守屋家と家来の関係であり、武士団の維持を目的とした家来家族の再生産のため、抱地の開発地と屋敷が与えられたのであり、小作料取得が目的ではなかったはずである。地主制という概念を当てはめるべきではないと思われる。

(3) 諸研究分野へのインパクト

薩摩藩の郷士は、農村に在住したが、戦国期から近世の前半の段階で、知行地を移動させられており、自分の本貫の地に在地したわけではない。しかし、外城し郷において、さまざまな機能を果たし、文字通り、「武士の農村」という状況を現出していた。これは、「百姓の農村」が実現した、一般の幕藩領国の農村史を理解する上で、貴重な参照軸を提供する。また、門割制度のもとで、百姓と個々の土地の関係が流動的であった薩摩藩の事例は、検地帳体制のもとで土地所持を保障された場合の農業史を理解する上で、同じく貴重な参照軸になるはずである。例えば、「大開墾」（斎藤修⁶）と呼ばれる一七世紀の農村経済の発展（人口増加、耕地面積増加、土地生産性上昇）にとって、「元和偃武」・「天下泰平」という背景のもとで、「百姓の

農村」と百姓土地所持が保障されたことによる、土地開
発・経営向上へのモチベーションの上昇は、定量化は困難
であるが、供給側においては、最大の要因であったかもし
れない。太閤検地の意義は、「小農自立」をもたらしたこ
とではなく、「土地支配」への一元化であったというべき
であろう。

また、本書評では踏み込むことができなかつたが、土地
が豊富で労働が希少という資源賦存状況のもとにある薩摩
藩農村社会の特徴は、これとは反対に、土地が希少で労働
が豊富という状況にある他地域の農村社会を理解する上
で、貴重な参照軸となるはずである。例えば、南九州地域
の分割相統制Ⅱ末子相統制は、低生産力ではあるが土地が
豊富で、開発余地が十分にあるという条件から理解できる
はずであるし、そうすると、他地域の長子単独相統制は、
土地の生産力が高く、また希少であるという資源状況に対
応するものであることが理解できるのである。⁽⁷⁾また、薩摩
藩でも、百姓は分割相統制で盛んに分家分出を行った（下
層分解）わけであるが、本書第八章が明らかにしたよう
に、郷土層では、分家創設は、非常に慎重であった。この
対照性も、両者の資源基盤の違いから理解できるのであ

る。

さらに、武士が在地している薩摩藩農村のあり方は、日
本中世の農民支配や農村社会を理解するためのヒントを提
供するはずであるし、ヨーロッパの土地領主制、農場領主
制、地主経営などと比較する場合、「百姓の農村」になっ
てしまった近世日本の一般農村より、有効な比較が行われ
る可能性があると思われる。近世薩摩藩農村史は、中世日
本の農村社会や、中近世のヨーロッパ農村社会との比較と
いう方向においても、新しい視点を提供してくれる可能性
が開かれていると思っている。

最後になつてしまつたが、本書は、第三回徳川賞（財団
法人・徳川記念財団）受賞の榮譽を受けたことを付記し、
心からお慶び申し上げます。

* * *

本書評は、二〇〇五年二月一〇日、大阪経済大学で開
催された、第四三回経済史研究会（大阪経済大学日本経済
史研究所）・関西農業史研究会第二七四回例会での報告に
基づいている。当日、ご出席いただいた秀村選三先生、報
告の機会を与えて下さつた日本経済史研究所、熱心に議論
して下さいました参加者の皆様に、厚くお礼申し上げます。

(1) J・F・モリス・白川部達夫・高野信治共編『近世社会と知行制』（思文閣出版、一九九九年）、高野信治『近世大名家臣団と領主制』（吉川弘文館、一九九七年）、J・F・モリス『近世日本知行制の研究』（清文堂、一九八八年）など、近年の知行制研究は、その方向を推し進めるものと評価できるであろう。

(2) ただし、「旧族居付外様大名」という歴史性に焦点を絞ると、「西南辺境型藩領国」のうち、長州藩は適合するが、高知藩（山内氏）、宇和島藩（伊達氏）は適合しない。他にも、一旦、旧地を離れた後に戻った場合など、微妙な相違も残る。

(3) 松下志朗「地域史としての鹿兒島藩」『商学論叢』（福岡大学）四二―四、一九九八年。

(4) 南九州地域の後進性という議論は、おそらく、所得水準の低さと連動して、広く受け入れられたのではないであろうか。とするならば、なぜ所得水準が低いのか、という問題設定をすべきであり、そうすれば、所得水準を引き上げるためには何をすべきかという解決策も引き出せるはずである。先進―後進図式では、経済格差を克服できない。

(5) トマス・C・スミス（大島真理夫訳）『日本社会史における伝統と創造（増補版）』（ミネルヴァ書房、二〇〇二年）第五章。

(6) 斎藤修「大開墾・人口・小農経済」（速水融・宮本又郎編『日本経済史1・経済社会の成立』岩波書店、一九

八八年）。

(7) 坂根嘉弘『分割相続と農村社会』（九州大学出版会、一九九六年）が、分割相続を土地が自由財であるという資源状況から理解している（同書、六七頁）が、共感するものである。

秀村選三著『幕末期薩摩藩の農業と社会——大隅国高山郷土守屋家をめぐって——』（創文社、二〇〇四年刊、A5判、六八五頁・索引三八頁、本体価格一三、〇〇〇円）

（おおしま まりお・大阪市立大学大学院経済学研究科教授）